



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年3月27日金曜日 第2658号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) 1
 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障害福祉課) 2
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則..... (") 3
 愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則..... (長寿介護課) 9
 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則..... (産業創出課)17
 愛媛県家畜種付手数料規則の一部を改正する規則..... (畜産課)20

教育委員会規則

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則..... (教育総務課)21

人事委員会規則

教育職員の特種勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局)21

規 則

○愛媛県規則第11号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中村時広

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和23年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(食品等検査手数料)</p> <p>第3条 条例別表第7 1の項の右欄の規則で定める金額は、別表のとおりとする。</p> <p>様式第2号（第5条、第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>注意1・2 省略</p> <p>3 営業所の所在地の欄は、移動営業（食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）別表第5の自動車による営業及び露店形態による営業をいう。）に係る新規許可申請の場合にあつては、次の事項を記入してください。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p>	<p>(食品等検査手数料)</p> <p>第3条 条例別表第6 1の項の右欄の規則で定める金額は、別表のとおりとする。</p> <p>様式第2号（第5条、第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>注意1・2 省略</p> <p>3 営業所の所在地の欄は、移動営業（食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）別表第4の自動車による営業及び露店形態による営業をいう。）に係る新規許可申請の場合にあつては、次の事項を記入してください。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p>

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現にある改正前の食品衛生法施行細則様式第2号の規定による食品営業許可申請書の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第12号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後										改 正 前									
様式第15号（第11条関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書 省略 注 省略 別紙 1～別紙 3 省略 別紙 4 放課後等デイサービス事業所の指定に係る審査事項（その1）										様式第15号（第11条関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書 省略 注 省略 別紙 1～別紙 3 省略 別紙 4 放課後等デイサービス事業所の指定に係る審査事項（その1）									
省略										省略									
従業者の職種及び員数		指 導 員		保 育 士		児童発達支援 管理責任者		機 能 訓 練 担 当 職 員		指 導 員		保 育 士		児童発達支援 管理責任者		機 能 訓 練 担 当 職 員			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
従業者数	常 勤 (人)									従業者数	常 勤 (人)								
	非 常 勤 (人)										非 常 勤 (人)								
基準上の必要人数(人)										基準上の必要人数(人)									
適 合 の 可 否										適 合 の 可 否									
従業者数		児 童 指 導 員		嘱 託 医		看 護 師				従業者数		児 童 指 導 員		嘱 託 医		看 護 師			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務
従業者数	常 勤 (人)									従業者数	常 勤 (人)								
	非 常 勤 (人)										非 常 勤 (人)								
基準上の必要人数(人)										基準上の必要人数(人)									
適 合 の 可 否										適 合 の 可 否									
省略										省略									
利用者の推定数										利用者の推定数									
主たる対象とする障害の種類										主たる対象とする障害の種類									
省略										省略									
注 1～9 省略										注 1～9 省略									
10 次に掲げる書類を添付すること。										10 次に掲げる書類を添付すること。									
(1)～(9) 省略										(1)～(9) 省略									
<u>(10) 主たる対象とする障害を特定する場合にあつては、その理由を記載した書類</u>										<u>(10) 省略</u>									
<u>(11) 省略</u>										<u>(11) 省略</u>									
<u>(12) 省略</u>										<u>(12) 省略</u>									
(その2) 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項										(その2) 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項									
省略										省略									
従業者の職種及び員数		指 導 員		保 育 士		児童発達支援 管理責任者		機 能 訓 練 担 当 職 員		指 導 員		保 育 士		児童発達支援 管理責任者		機 能 訓 練 担 当 職 員			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
従業者数	常 勤 (人)									従業者数	常 勤 (人)								
	非 常 勤 (人)										非 常 勤 (人)								

基準上の必要人数(人)							
適合の可否							
		児童指導員		嘱託医		看護師	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)						
	非常勤(人)						
基準上の必要人数(人)							
適合の可否							
省略							

注 省略
別紙 5 ~ 別紙 8 省略

基準上の必要人数(人)							
適合の可否							
省略							

注 省略
別紙 5 ~ 別紙 8 省略

附 則

- この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている改正前の児童福祉法施行細則様式第15号の規定による申請書は、改正後の児童福祉法施行細則様式第15号の規定による申請書とみなす。

○愛媛県規則第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号（第2条、様式第3号関係） 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者）指定（更新）申請書</p> <p>省略</p> <p>注 省略 別紙 1 ~ 別紙 5 省略 別紙 6</p> <p>（その1） 介護サービス包括型共同生活援助事業者の指定外部サービス利用型共同生活援助事業者に係る審査事項</p> <p>省略</p> <p>注 1 ~ 10 省略</p> <p>11 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) ~ (9) 省略</p> <p>(10) 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項を記載した書類</p> <p>(11)・(12) 省略</p> <p>（その2） 省略</p> <p>別紙 7</p> <p>（その1） 介護サービス包括型共同生活援助事業者（地域外部サービス利用型共同生活援助事業者（地域</p>	<p>様式第2号（第2条、様式第3号関係） 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者）指定（更新）申請書</p> <p>省略</p> <p>注 省略 別紙 1 ~ 別紙 5 省略 別紙 6</p> <p>（その1） 介護サービス包括型共同生活援助事業者の指定外部サービス利用型共同生活援助事業者に係る審査事項</p> <p>省略</p> <p>注 1 ~ 10 省略</p> <p>11 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) ~ (9) 省略</p> <p>(10) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項を記載した書類</p> <p>(11)・(12) 省略</p> <p>（その2） 省略</p> <p>別紙 7</p> <p>（その1） 介護サービス包括型共同生活援助事業者（地域外部サービス利用型共同生活援助事業者（地域</p>

移行型ホーム) の指定に係る審査事項
移行型ホーム)

省略

注 1 ~ 10 省略

11 次に掲げる書類を添付すること。

(1) ~ (9) 省略

(10) 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項を記載した書類

(11)・(12) 省略

(その2) 省略

別紙 7 の 2

(その1) 介護サービス包括型共同生活援助事業者の指定
外部サービス利用型共同生活援助事業者
に係る審査事項

省略

注 1 この審査事項は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）附則第15項の規定の適用を受ける場合に使用すること。

2 ~ 11 省略

12 次に掲げる書類を添付すること。

(1) ~ (9) 省略

(10) 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項を記載した書類

(11)・(12) 省略

(その2) 省略

別紙 8 ~ 別紙 14 省略

移行型ホーム) の指定に係る審査事項
移行型ホーム)

省略

注 1 ~ 10 省略

11 次に掲げる書類を添付すること。

(1) ~ (9) 省略

(10) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項を記載した書類

(11)・(12) 省略

(その2) 省略

別紙 7 の 2

(その1) 介護サービス包括型共同生活援助事業者の指定
外部サービス利用型共同生活援助事業者
に係る審査事項

省略

注 1 この審査事項は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）附則第13項の規定の適用を受ける場合に使用すること。

2 ~ 11 省略

12 次に掲げる書類を添付すること。

(1) ~ (9) 省略

(10) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項を記載した書類

(11)・(12) 省略

(その2) 省略

別紙 8 ~ 別紙 14 省略

様式第2号別紙7の2の次に次のように加える。

別紙7の3

(その1) 介護サービス包括型共同生活援助事業者(地域移行支援型ホーム)の指定に係る審査事項
 外部サービス利用型共同生活援助事業者(地域移行支援型ホーム)

主たる事業所	フリガナ							
	名称							
所在地	(郵便番号 -)							
	連絡先	電話番号			FAX番号			
管理者	フリガナ							
	氏名			住所	(郵便番号 -)			
	生年月日							
	当該事業所で兼務する他の職務 (兼務の場合のみ記入すること。)							
管理者	他の事業所、施設等の職務との兼務 (兼務の場合のみ記入すること。)			事業所等の名称				
				兼務する職務及び勤務時間等				
当該事業の実施について定めてある定款、寄附行為等又は条例等 第 条 第 項 第 号								
利用定員数					利用者の推定数又は前年度の平均値			
サービス管理責任者	フリガナ							
	氏名			住所	(郵便番号 -)			
	生年月日							
従業者の職種及び員数	サービス管理責任者		世話人		生活支援員			
	専従		専従		専従		専従	
	兼務		兼務		兼務		兼務	
	従業者数	常勤	(人)					
		非常勤	(人)					
	常勤換算後の人数	(人)						
※基準上の必要人数	(人)							
※ 適合の可否								
同一敷地内にある病院の名称及び所在地								
居宅介護従業者の外部委託の予定 <input type="checkbox"/> 有 (月 時間) <input type="checkbox"/> 無								
受託居宅介護サービス事業者	事業者の名称							
	事業者の所在地		(郵便番号 -)					
	事業者の名称							
	事業者の所在地		(郵便番号 -)					
障害者支援施設等との連携体制等	連携施設の種別及び名称							
	支援体制の概要							
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況		<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない					
	苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
	その他							
協力医療機関	名称				主な診療科名			
協力歯科医療機関	名称							

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 のある欄は、該当するの中にレ印を付すること。
- 3 「主たる事業所」とは、複数の共同生活住居がある場合において、当該事業所からいずれの共同生活住居に対しても、おおむね30分程度で移動可能な範囲にある事業所をいう。
- 4 「利用者の推定数又は前年度の平均値」の欄は、更新申請の場合にあっては、前年度の平均利用者数を記入すること。
- 5 「従業者の職種及び員数」の欄は、複数の共同生活住居を一体として指定を受けようとする事業所については、総数を記入すること。

- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 「居宅介護従業者の外部委託の予定」の欄は、介護サービス包括型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合に記入すること。
- 8 「受託居宅介護サービス事業者」の欄は、外部サービス利用型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合に記入すること。
- 9 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 10 当該申請に係る同一敷地内にある病院の精神病床の減少計画を記載した書類を添付すること。
- 11 別紙7の3（その2）を併せて提出すること。
- 12 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - (2) 建物の構造概要及び各室の用途を明示した平面図並びに設備の概要を記載した書類
 - (3) 事業所の管理者及びサービス管理責任者の経歴を記載した書類
 - (4) 運営規程
 - (5) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 - (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）
 - (8) 外部サービス利用型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合は、受託居宅介護サービス事業者との契約の内容を記載した書類
 - (9) 協力医療機関（協力歯科医療機関を含む。）との契約の内容を記載した書類
 - (10) 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項を記載した書類
 - (11) 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する場合は、その理由を記載した書類
 - (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(その2)

枚中 枚目

共同生活住居 (本体住居)	フリガナ						
	名 称						
	所 在 地	(郵便番号 -)					
	連 絡 先	電話番号			FAX番号		
	地域移行支援型ホームに供する建物の形態						
	住 居 区 分	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他 ()					
	建 物 所 有 者 名						
	賃貸借契約の内容	敷金		礼金		家賃(月額)	
		契 約 期 間					
		賃貸料がない理由					
	住居の利用定員数	人		利用者の推定数	人		
	居 室 数	室 (うち個室 室)					
	入居者1人当たりの居室の最小床面積			平方メートル			
主たる対象者	<input type="checkbox"/> 特定なし <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <input type="checkbox"/> 難病患者等						
利 用 料							
そ の 他 の 費 用							
サテライト型住居①	フリガナ						
	名 称						
	所 在 地	(郵便番号 -)					
	連 絡 先	電話番号			FAX番号		
	地域移行支援型ホームに供する建物の形態						
	住 居 区 分	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他 ()					
	建 物 所 有 者 名						
	賃貸借契約の内容	敷金		礼金		家賃(月額)	
		契 約 期 間					
		賃貸料がない理由					
	居 室 の 床 面 積			平方メートル			
	本 体 住 居 と の 距 離			キロメートル			
	主たる対象者	<input type="checkbox"/> 特定なし <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <input type="checkbox"/> 難病患者等					
利 用 料							
そ の 他 の 費 用							
サテライト型住居②	フリガナ						
	名 称						
	所 在 地	(郵便番号 -)					
	連 絡 先	電話番号			FAX番号		
	地域移行支援型ホームに供する建物の形態						
	住 居 区 分	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他 ()					
	建 物 所 有 者 名						
	賃貸借契約の内容	敷金		礼金		家賃(月額)	
		契 約 期 間					
		賃貸料がない理由					
	居 室 の 床 面 積			平方メートル			
	本 体 住 居 と の 距 離			キロメートル			
	主たる対象者	<input type="checkbox"/> 特定なし <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <input type="checkbox"/> 難病患者等					
利 用 料							
そ の 他 の 費 用							

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 本体住居ごとに提出すること。
- 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。
- 4 「サテライト型住居」の欄は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）第198条第10項に規定するサテライト型住居を設置する場合に記載すること。
- 5 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第14号

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第 1 条 愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準)</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、同省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが条例第46条第1項から第4項まで及び前各項に定める職員の配置の基準を満たし、かつ、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の4第1項又は第115条の14第1項の規定に基づき市町村の条例で定める人員に関する基準を満たしているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p> <p><u>7 条例第46条第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームにあっては、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</u></p>	<p>(地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準)</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、同省令第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所 _____ 又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが条例第46条第1項から第4項まで及び前各項に定める職員の配置の基準を満たし、かつ、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の4第1項又は第115条の14第1項の規定に基づき市町村の条例で定める人員に関する基準を満たしているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>

(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第 2 条 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定通所介護の提供に関する記録)</p> <p>第18条 条例第112条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(指定通所介護の提供に関する記録)</p> <p>第18条 条例第112条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

(5) 条例第111条の2第2項 _____ の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(指定療養通所介護の提供に関する記録)

第20条 条例第130条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 省略

(6) 条例第111条の2第2項 _____ の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(基準該当通所介護の事業についての準用)

第21条 条例第135条において準用する条例第103条第3項の規則で定める費用については第17条の規定を、条例第135条において準用する条例第112条第2項の規則で定める記録については第18条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第17条第2項中「指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第109条において準用する指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」と、第18条中「条例第113条」とあるのは「条例第135条」と、「条例第111条の2第2項」とあるのは「条例第135条において準用する条例第111条の2第2項」と読み替えるものとする。

(5) 条例第113条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(指定療養通所介護の提供に関する記録)

第20条 条例第130条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 省略

(6) 条例第113条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(基準該当通所介護の事業についての準用)

第21条 条例第135条において準用する条例第103条第3項の規則で定める費用については第17条の規定を、条例第135条において準用する条例第112条第2項の規則で定める記録については第18条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第17条第2項中「指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第109条において準用する指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」と、第18条中「条例第113条」とあるのは「条例第135条」と _____
_____読み替えるものとする。

(愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章～第6章 省略</p> <p>第7章 削除</p> <p>第8章～第13章 省略</p> <p>附則</p> <p>(内容及び手続の説明の方法)</p> <p>第3条 条例第51条の2(条例 _____ 第63条、第75条、第85条、第94条 _____、第124条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第134条(条例第171条及び第181条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第206条第1項及び第230条第1項の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用して提供する方法であって、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。) _____ とする。</p> <p>(1) 電子情報処理組織(指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスの事業を行う者(以下「指定介護予防サービス等事業者」という。))の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定介護予防サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第51条の2、第134</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 介護予防訪問介護(第4条 第7条)</p> <p>第3章～第6章 省略</p> <p>第7章 介護予防通所介護(第17条 第19条)</p> <p>第8章～第13章 省略</p> <p>附則</p> <p>(内容及び手続の説明の方法)</p> <p>第3条 条例第9条(条例第47条、第57条、第63条、第75条、第85条、第94条、第108条、第116条、第124条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第134条(条例第171条及び第181条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第206条第1項及び第230条第1項の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する _____ 方法であって、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。) _____ による提供とする。</p> <p>(1) 電子情報処理組織(指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスの事業を行う者(以下「指定介護予防サービス等事業者」という。))の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定介護予防サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第9条 _____、第134</p>

条、第206条第1項又は第230条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 省略

2～4 省略

第2章 削除

第4条から第7条まで 削除

条、第206条第1項又は第230条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 省略

2～4 省略

第2章 介護予防訪問介護

（指定介護予防訪問介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用）

第4条 条例第21条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合に要する交通費とする。

（指定介護予防訪問介護の提供に関する記録）

第5条 条例第39条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 介護予防訪問介護計画

(2) 条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（同居家族に対して基準該当介護予防訪問介護を提供することができる場合）

第6条 条例第46条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間等のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

(2) 介護予防訪問介護が、指定介護予防支援事業者又は基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合

(3) 介護予防訪問介護が、条例第43条第2項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

(4) 介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

(5) 介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該介護予防訪問介護に従事する時間の合計が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

（基準該当介護予防訪問介護の事業についての準用）

第7条 条例第47条において準用する条例第21条第3項の規則で定める費用については第4条の規定を、条例第47条において準用する条例第39条第2項の規則で定める記録については第5条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第4条中「指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第5条第2号中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第47条において準用する条例第20条第2項」と、同条第3号中「条例第24

(指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する記録)

第9条 条例第56条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第51条の13第2項 _____ の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第52条の3 _____ の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第55条の8第2項 _____ の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第55条の10第2項 _____ の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(基準該当介護予防訪問入浴介護の事業についての準用)

第10条 条例第63条において準用する条例第52条第3項の規則で定める費用については第8条の規定を、条例第63条において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第8条第1号中「指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、前条第1号中「条例第51条の13第2項」とあるのは「条例第63条において準用する条例第51条の13第2項」と、同条第2号中「条例第52条の3」とあるのは「条例第63条において準用する条例第52条の3」と、同条第3号中「条例第55条の8第2項」とあるのは「条例第63条において準用する条例第55条の8第2項」と、同条第4号中「条例第55条の10第2項」とあるのは「条例第63条において準用する条例第55条の10第2項」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問看護の提供に関する記録)

第12条 条例第74条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1)～(3) 省略
- (4) 条例第75条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 条例第75条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第75条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第75条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する記録)

第14条 条例第84条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第85条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第85条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第85条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第85条において準用する条例第55条の10第2項の規定による

条」とあるのは「条例第47条において準用する条例第24条」と、同条第4号中「条例第35条第2項」とあるのは「条例第47条において準用する条例第35条第2項」と、同条第5号中「条例第37条第2項」とあるのは「条例第47条において準用する条例第37条第2項」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する記録)

第9条 条例第56条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第57条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第57条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第57条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第57条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(基準該当介護予防訪問入浴介護の事業についての準用)

第10条 条例第63条において準用する条例第52条第3項の規則で定める費用については第8条の規定を、条例第63条において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第8条第1号中「指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、前条中「条例第57条」とあるのは「条例第63条」

_____」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問看護の提供に関する記録)

第12条 条例第74条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1)～(3) 省略
- (4) 条例第75条において準用する条例第20条第2項 _____ の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 条例第75条において準用する条例第24条 _____ の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第75条において準用する条例第35条第2項 _____ の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第75条において準用する条例第37条第2項 _____ の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する記録)

第14条 条例第84条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第85条において準用する条例第20条第2項 _____ の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第85条において準用する条例第24条 _____ の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第85条において準用する条例第35条第2項 _____ の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第85条において準用する条例第37条第2項 _____ の規定による

よる事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する記録)

第16条 条例第93条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第94条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第94条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第94条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第94条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第7章 削除

第17条から第19条まで 削除

第8章 介護予防通所リハビリテーション

(指定介護予防通所リハビリテーション事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

よる事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する記録)

第16条 条例第93条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第94条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第94条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第94条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第94条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第7章 介護予防通所介護

(指定介護予防通所介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第17条 条例第101条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第2号の費用については、指定介護予防サービス等基準省令第100条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定介護予防通所介護の提供に関する記録)

第18条 条例第107条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防通所介護計画
- (2) 条例第108条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第108条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第108条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第108条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(基準該当介護予防通所介護の事業についての準用)

第19条 条例第116条において準用する条例第101条第3項の規則で定める費用については第17条の規定を、条例第116条において準用する条例第107条第2項の規則で定める記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第17条第2項中「指定介護予防サービス等基準省令第100条第4項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準省令第115条において準用する指定介護予防サービス等基準省令第100条第4項」と、前条中「条例第108条」とあるのは「条例第116条」と読み替えるものとする。

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第20条 条例第119条の2第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第2号の費用については、指定介護予防サービス等基準省令第118条の2第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する記録)

第21条 条例第123条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第124条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第124条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第124条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第124条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する記録)

第24条 条例第142条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第143条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 省略
- (4) 条例第143条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第143条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第143条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録)

第30条 条例第180条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第181条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 省略

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する記録)

第20条 条例第123条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第124条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第124条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第124条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第124条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(指定介護予防通所リハビリテーション事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第21条 条例第124条において準用する条例第101条第3項の規則で定める費用については、第17条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「指定介護予防サービス等基準省令第100条第4項」とあるのは、「指定介護予防サービス等基準省令第123条において準用する指定介護予防サービス等基準省令第100条第4項」と読み替えるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する記録)

第24条 条例第142条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第143条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 省略
- (4) 条例第143条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第143条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第143条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録)

第30条 条例第180条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第181条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 省略

- (4) 条例第181条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第181条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第181条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録（指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する記録）

第35条 条例第216条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 条例第217条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第217条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第217条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する記録）

第36条 条例第233条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1)～(3) 省略
- (4) 条例第217条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第217条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第217条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- （指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する記録）

第38条 条例第247条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第248条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 省略
- (3) 条例第248条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第248条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第248条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (6) 省略
- （指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する記録）

第41条 条例第261条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第262条において準用する条例第52条の3の規定による

- (4) 条例第181条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第181条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第181条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録（指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する記録）

第35条 条例第216条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第208条第2項の利用者の同意等に係る書類
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 条例第217条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (7) 条例第217条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 条例第217条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する記録）

第36条 条例第233条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1)～(3) 省略
- (4) 条例第217条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第217条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第217条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) 条例第208条第2項の利用者の同意等に係る書類
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- （指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する記録）

第38条 条例第247条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第248条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 省略
- (3) 条例第248条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第248条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第248条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (6) 省略
- （指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する記録）

第41条 条例第261条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第262条において準用する条例第24条の規定による

市町村への通知に係る記録	市町村への通知に係る記録
(3) 条例第262条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録	(3) 条例第262条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(4) 条例第262条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録	(4) 条例第262条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(5) 省略	(5) 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、第3条の規定による改正前の愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「旧介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第3条第1項及び第2章の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧介護予防サービス等基準条例施行規則第3条第1項中「条例第9条（条例第47条、第57条、第63条、第75条、第85条、第94条、第108条、第116条、第124条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第134条（条例第171条及び第181条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第206条第1項及び第230条第1項」とあるのは「愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年愛媛県条例第18号）附則第4項に規定する附則第3項改正後旧介護予防サービス等基準条例（以下「附則第3項改正後旧介護予防サービス等基準条例」という。）第9条（附則第3項改正後旧介護予防サービス等基準条例第47条において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、同項第1号イ中「条例第9条、第134条、第206条第1項又は第230条第1項」とあるのは「附則第3項改正後旧介護予防サービス等基準条例第9条」と、旧介護予防サービス等基準条例施行規則第2章の規定中「条例」とあるのは「附則第3項改正後旧介護予防サービス等基準条例」と読み替えるものとする。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧介護予防サービス等基準条例施行規則第3条第1項及び第7章の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧介護予防サービス等基準条例施行規則第3条第1項中「条例第9条（条例第47条、第57条、第63条、第75条、第85条、第94条、第108条、第116条、第124条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第134条（条例第171条及び第181条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第206条第1項及び第230条第1項」とあるのは「愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年愛媛県条例第18号）附則第8項に規定する附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例（以下「附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例」という。）第108条及び第116条において準用する附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例第9条」と、同項第1号イ中「条例第9条、第134条、第206条第1項又は第230条第1項」とあるのは「附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例第108条及び第116条において準用する附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例第9条」と、旧介護予防サービス等基準条例施行規則第17条第1項中「条例」とあるのは「附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例」と、同条第2項中「指定介護予防サービス等基準省令」とあるのは「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準省令（以下「旧指定介護予防サービス等基準省令」という。）」と、旧介護予防サービス等基準条例施行規則第18条（第5号を除く。）中「条例」とあるのは「附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例」と、同条第5号中「条例第108条において準用する条例第37条第2項」とあるのは「附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例第106条の2第2項」と、旧介護予防サービス等基準条例施行規則第19条中「条例」とあるのは「附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例」と、「指定介護予防サービス等基準省令」とあるのは「旧指定介護予防サービス等基準省令」と読み替えるものとする。

○愛媛県規則第15号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						
使 用 料						使 用 料						
区分	種別	細 別	単位	金額	備考	区分	種別	細 別	単位	金額	備考	
技術 開発 関係	機械 金属 用機 器	1～31 省略				技術 開発 関係	機械 金属 用機 器	1～31 省略				
		<u>32 省略</u>						<u>32 デジタル変角光沢計</u>	<u>1時間</u>	<u>430円</u>		
		<u>33 省略</u>						<u>33 省略</u>				
		<u>34 省略</u>						<u>34 省略</u>				
		<u>35 省略</u>						<u>35 省略</u>				
		<u>36 省略</u>						<u>36 省略</u>				
		<u>37 省略</u>						<u>37 省略</u>				
		<u>38 省略</u>						<u>38 省略</u>				
		<u>39 省略</u>						<u>39 省略</u>				
		<u>40 省略</u>						<u>40 省略</u>				
		<u>41 省略</u>						<u>41 省略</u>				
		<u>42 省略</u>						<u>42 省略</u>				
		<u>43 省略</u>						<u>43 省略</u>				
		<u>44 省略</u>						<u>44 省略</u>				
		<u>45 省略</u>						<u>45 省略</u>				
		<u>46 省略</u>						<u>46 省略</u>				
		<u>47 NCフライス盤</u>		<u>1時間</u>	<u>1,080円</u>				<u>47 省略</u>			
		<u>48 万能衝撃試験機</u>		<u>1時間</u>	<u>540円</u>							
		電子 用機 器	電子 用機 器	1～35 省略						電子 用機 器	電子 用機 器	1～35 省略
<u>36 3Dプリンター</u>				<u>1時間</u>	<u>860円</u>							
<u>37 抵抗率計</u>				<u>1時間</u>	<u>430円</u>							
化学 用機 器	化学 用機 器	1～17 省略				化学 用機 器	化学 用機 器	1～17 省略				
		<u>18 省略</u>						<u>18 ホットプレス</u>	<u>1時間</u>	<u>1,290円</u>		
		<u>19 省略</u>						<u>19 省略</u>				
		<u>20 省略</u>						<u>20 省略</u>				
		<u>21 省略</u>						<u>21 省略</u>				
		<u>22 省略</u>						<u>22 省略</u>				
		<u>23 省略</u>						<u>23 省略</u>				
		<u>24 省略</u>						<u>24 省略</u>				
		<u>25 省略</u>						<u>25 省略</u>				
<u>26 省略</u>				<u>26 省略</u>								

		26 省略			
		27 省略			
		28 省略			
		29 省略			
		30 省略			
		31 省略			
		32 省略			
		33 省略			
		34 省略			
		35 省略			
		36 省略			
		37 省略			
		38 省略			
食品 産業 関係	食品 加工 用機 器	1 ~ 65 省略			
		66 窒素分析装置	1時間	540円	
		67 日本酒分析システム	1時間	430円	
		68 穀類膨化成形機	1時間	430円	
窯業 関係	窯業 用機 器	省略			
		1 ~ 14 省略			
		15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 省略			
		25 省略			
		26 省略			
		27 省略			
		28 省略			
		29 省略			
		30 省略			
		31 省略			
		32 省略			
33 省略					
34 省略					
35 省略					
36 省略					
37 省略					
38 省略					
繊維 産業 関係	染織 用機 器	1 ~ 9 省略			
		10 省略			
		10 染色乾燥仕上加工機	1時間	860円	
		11 省略			
		27 省略			
		28 省略			
		29 省略			
		30 省略			
		31 省略			
		32 省略			
		33 省略			
		34 省略			
		35 省略			
		36 省略			
		37 省略			
		38 省略			
		39 省略			
食品 産業 関係	食品 加工 用機 器	1 ~ 65 省略			
窯業 関係	窯業 用機 器	省略			
		1 ~ 14 省略			
		15 X線分析装置	1時間	1,940円	
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 省略			
		25 省略			
		26 省略			
		27 省略			
		28 省略			
		29 省略			
		30 省略			
		31 省略			
		32 省略			
33 省略					
34 省略					
35 省略					
36 省略					
37 省略					
38 省略					
繊維 産業 関係	染織 用機 器	1 ~ 9 省略			
		10 省略			
		10 省略			

		11 省略						12 省略						
		12 省略						13 省略						
		13 省略						14 省略						
		14 省略						15 省略						
		15 省略						16 省略						
		16 省略						17 省略						
		17 省略						18 省略						
		18 省略						19 省略						
		19 省略						20 省略						
		20 省略						21 省略						
		21 省略						22 省略						
		22 省略						23 省略						
		23 省略						24 省略						
		24 省略						25 省略						
		25 マイクロスコープ	1 時間			430円								
		26 紫外可視分光光度計	1 時間			430円								
		27 卓上走査型電子顕微鏡	1 時間			540円								
		28 LC - MSシステム	1 時間			1,830円								
		29 精密迅速熱物性測定装置	1 時間			430円								
		30 帯電電荷量測定装置	1 時間			430円								
		31 毛羽カウンター	1 時間			430円								
		32 環境試験室	1 時間			750円								
紙産 業関 係	省略							紙産 業関 係	省略					
	製紙 用機 器	1 ~ 3 省略							製紙 用機 器	1 ~ 3 省略				
		4 抄紙機	1 時間			12,520円				4 抄紙機	1 時間		12,740円	
		5 ~ 9 省略								5 ~ 9 省略				
		10 省略								10 サイズプレス装置	1 時間		2,700円	
		11 省略								11 省略				
		12 省略								12 省略				
		13 省略								13 省略				
		14 省略								14 省略				
		15 省略								15 省略				
		16 省略								16 省略				
		17 省略								17 省略				
		18 省略								18 省略				
		19 省略								19 省略				
		20 省略								20 省略				
		21 省略								21 省略				
		22 省略								22 省略				
		23 省略								23 省略				
		24 省略								24 省略				
		25 省略								25 省略				

紙加工用機器	1～13 省略			
	14 サンプルローラーカ ード機	1時間	540円	
省略				
化学試験用機器	1～10 省略			
	11 低真空走査型電子顕 微鏡	1時間	640円	
	12～37 省略			
	38 ガスクロマトグラフ 飛行時間型質量分析装 置	1時間	640円	
省略				

注 省略

手 数 料 省 略

紙加工用機器	1～13 省略			
省略				
化学試験用機器	1～10 省略			
	11 低真空走査型電子顕 微鏡	1時間	1,720円	
	12～37 省略			
省略				

注 省略

手 数 料 省 略

附 則

- この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則本則使用料の表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収した使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第16号

愛媛県家畜種付手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県家畜種付手数料規則の一部を改正する規則

愛媛県家畜種付手数料規則（昭和31年愛媛県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前																																																																									
<p>愛媛県家畜種付等手数料規則</p> <p>愛媛県家畜種付等手数料条例（昭和33年愛媛県条例第18号）第3条の規定に<u>基づく</u>知事が定める手数料の額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>畜種</th> <th>精液料</th> <th>注入料</th> <th>自然交配料</th> <th>受精卵移植料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳牛</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td>—</td> <td><u>1回に 9,410</u> <u>つき 円</u></td> </tr> <tr> <td>和牛</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td>—</td> <td><u>1回に 9,410</u> <u>つき 円</u></td> </tr> <tr> <td>馬</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>1回に 1,040 つき 円</td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td><u>1,320円</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>めん羊</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>山羊</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					畜種	精液料	注入料	自然交配料	受精卵移植料	乳牛		1回に 1,520 つき 円	—	<u>1回に 9,410</u> <u>つき 円</u>	和牛		1回に 1,520 つき 円	—	<u>1回に 9,410</u> <u>つき 円</u>	馬		1回に 1,520 つき 円	—	—	豚	1回に 1,040 つき 円	1回に 1,520 つき 円	<u>1,320円</u>	—	めん羊		1回に 1,520 つき 円	—	—	山羊		1回に 1,520 つき 円	—	—	<p>愛媛県家畜種付手数料規則</p> <p>愛媛県家畜種付手数料条例（昭和31年愛媛県条例第38号）第3条の規定に<u>基く</u>知事が定める手数料の額は<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>畜種</th> <th>精液料</th> <th>注入料</th> <th colspan="2">自然種付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳牛</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>和牛</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>馬</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>1回に 1,040 つき 円</td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td colspan="2"><u>1,320円</u></td> </tr> <tr> <td>めん羊</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>山羊</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </tbody> </table>				畜種	精液料	注入料	自然種付料		乳牛		1回に 1,520 つき 円	—		和牛		1回に 1,520 つき 円	—		馬		1回に 1,520 つき 円	—		豚	1回に 1,040 つき 円	1回に 1,520 つき 円	<u>1,320円</u>		めん羊		1回に 1,520 つき 円	—		山羊		1回に 1,520 つき 円	—	
畜種	精液料	注入料	自然交配料	受精卵移植料																																																																										
乳牛		1回に 1,520 つき 円	—	<u>1回に 9,410</u> <u>つき 円</u>																																																																										
和牛		1回に 1,520 つき 円	—	<u>1回に 9,410</u> <u>つき 円</u>																																																																										
馬		1回に 1,520 つき 円	—	—																																																																										
豚	1回に 1,040 つき 円	1回に 1,520 つき 円	<u>1,320円</u>	—																																																																										
めん羊		1回に 1,520 つき 円	—	—																																																																										
山羊		1回に 1,520 つき 円	—	—																																																																										
畜種	精液料	注入料	自然種付料																																																																											
乳牛		1回に 1,520 つき 円	—																																																																											
和牛		1回に 1,520 つき 円	—																																																																											
馬		1回に 1,520 つき 円	—																																																																											
豚	1回に 1,040 つき 円	1回に 1,520 つき 円	<u>1,320円</u>																																																																											
めん羊		1回に 1,520 つき 円	—																																																																											
山羊		1回に 1,520 つき 円	—																																																																											

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第 2 号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則を次のように定める。

平成27年 3月27日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

第 1 条 教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号）第 2 条第 3 号により、その職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。

- (1) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて講演、講義等を行う場合
- (2) 職務上の教養に資する講演、講義等を聴講する場合
- (3) 前各号に規定する場合のほか、教育委員会が必要と認める場合

附 則

- 1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の規定により在職する教育長の職務に専念する義務の免除については、なお従前の例による。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1159

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 62）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第 5 条 条例第 6 条の 3 第 1 項に定める手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第 6 条の 2 第 1 号アに規定する業務の場合は、<u>8,000円</u></p> <p>(2) 条例第 6 条の 2 第 1 号イ及びウに規定する業務の場合は、<u>7,500円</u></p> <p>(3) 条例第 6 条の 2 第 2 号に規定する業務の場合は、<u>4,250円</u></p> <p>(4) 条例第 6 条の 2 第 3 号に規定する業務の場合は、<u>4,250円</u></p> <p>(5) 条例第 6 条の 2 第 4 号に規定する業務の場合は、<u>3,000円</u></p> <p>(6) 条例第 6 条の 2 第 5 号に規定する業務の場合は、<u>1,125円</u></p> <p>2 条例第 6 条の 3 第 2 項の人事委員会が定める額は、<u>8,000円</u>とする。</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第 5 条 条例第 6 条の 3 第 1 項に定める手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第 6 条の 2 第 1 号アに規定する業務の場合は、<u>6,400円</u></p> <p>(2) 条例第 6 条の 2 第 1 号イ及びウに規定する業務の場合は、<u>6,000円</u></p> <p>(3) 条例第 6 条の 2 第 2 号に規定する業務の場合は、<u>3,400円</u></p> <p>(4) 条例第 6 条の 2 第 3 号に規定する業務の場合は、<u>3,400円</u></p> <p>(5) 条例第 6 条の 2 第 4 号に規定する業務の場合は、<u>2,400円</u></p> <p>(6) 条例第 6 条の 2 第 5 号に規定する業務の場合は、<u>900円</u></p> <p>2 条例第 6 条の 3 第 2 項の人事委員会が定める額は、<u>6,400円</u>とする。</p>

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。